

特定教育・保育施設等の確認について

平成28年2月19日

津市健康福祉部 子育て推進課



「確認」について

[子ども・子育て支援法第27条第1項、第29条第1項]

給付の実施主体である市町村が、認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設事業者（特定教育・保育施設、地域型保育事業）を確認する。

[子ども・子育て支援法第31条第1項、第43条第1項]

市町村は、各施設事業の利用定員を定めた上で、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認を行う。

[子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第2項]

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等を設置している場合はその意見を聴かなければならない。

[子ども・子育て支援法第31条第3項、第32条第2項、第3項]

特定教育・保育施設の利用定員を定め（変更し）ようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければ
ならない。

※地域型保育事業は利用定員の設定について、都道府県知事との協議は不要

認可定員と利用定員について

○認可定員…施設の設置にあたり認可または認定された定員。

施設としての受入可能人数を示す。認可定員を超える受け入れは原則不可。

○利用定員…施設の利用人数を示す。施設型給付・地域型保育給付の単価は利用定員に基づき設定される。

利用定員を超える受け入れについては、年度末にかけて保育の利用が増大する傾向にあることから、年度途中にあっては可能。ただし、利用定員を上回る状況が恒常化している場合は、利用定員設定の見直しが必要。

利用定員を定めようとする場合

① 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする。

② 利用定員の設定は、認定区分毎に行い、そのうち3号認定は0歳と1・2歳に区分する。

1号認定…満3歳以上の小学校就学前の子どもで2号認定子ども以外のもの

2号認定…満3歳以上の小学校就学前の子どもで保護者の労働等の事由により保育が必要とされるもの

3号認定…満3歳未満の小学校就学前の子どもで保護者の労働等の事由により保育が必要とされるもの

(※0歳と1・2歳にそれぞれ区分)

③ 利用定員は認可定員と一致させることを基本とする。

利用定員の設定について

◆平成28年度より新たに確認が必要な施設

- ・保育所より幼保連携型認定こども園へ移行する施設

区域	種類	施設名	認可定員	利用定員				全年齢計
				1号	2号	3号		
				3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳	
津	幼保連携型認定こども園	認定こども園 こだもの杜ゆたか園	129	9	66	48	6	129
河芸	幼保連携型認定こども園	認定こども園 みらいの森ゆたか園	86	6	51	26	3	86
河芸	幼保連携型認定こども園	認定こども園 杜の街ゆたか園	115	15	60	35	5	115

- ・新たに子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園

区域	種類	施設名	認可定員	利用定員				全年齢計
				1号	2号	3号		
				3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳	
津	幼稚園	ふたば幼稚園	320	105				105

- ・新たに地域型保育事業の認可を受ける施設

区域	種類	施設名	認可定員	利用定員				全年齢計
				1号	2号	3号		
				3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳	
久居	小規模保育事業A型	どんどこ子保育園	19			16	3	19
久居	小規模保育事業A型	のべの保育園	19			16	3	19

<参考> 平成27年度における認定こども園移行前の認可定員及び利用定員

区域	種類	施設名	認可定員	利用定員				全年齢計
				1号	2号	3号		
				3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳	
津	保育所	こどもの杜ゆたか園	110		66	38	6	110
河芸	保育所	みらいの森ゆたか園	80		51	26	3	80
河芸	保育所	杜の街ゆたか保育園	100		60	35	5	100

◆平成28年度より確認の変更が必要な施設

区域	種類	施設名	認可定員	利用定員				全年齢計
				1号	2号	3号		
				3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳	
津	保育所	津愛児園 (変更後) (変更前)	130 ↑ 120		65	53 ↑ 43	12	130 ↑ 120
津	保育所	豊野保育園 (変更後) (変更前)	120 ↑ 70		69 ↑ 41	36 ↑ 24	15 ↑ 5	120 ↑ 70
一志	保育所	高野保育園 (変更後) (変更前)	150 ↑ 140		87	54 ↑ 44	9	150 ↑ 140
津	事業所内保育事業	つまちなか保育園 (変更後) (変更前)	50			17 ↑ 9	3	20 ↑ 12

*つまちなか保育園の利用定員は地域枠分

平成28年度に向けた確保方策

1号認定…135人増（ただし、確認を受けない幼稚園として確保方策に計上されていた分から320人減）

2号認定…28人増

3号認定（1・2歳児）…82人増

3号認定（0歳児）…16人増

自治体計画と認可・認定の関係について（参考）

- 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員（確保状況）や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画は、「市町村計画」の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） ➡ 原則認可・認定

需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） ➡ 認可・認定を行わないことができる（=需給調整）

- 地域型保育事業は、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。